

除染のフォローアップについて

除染実施後のフォローアップについては、第10回環境回復検討会（平成25年12月）において、基本的な考え方を示したところ。

また、田村市の国直轄除染においては、事後モニタリングを実施し、面的に除染効果が維持されていることを確認した。田村市の国直轄除染区域については、現在相談窓口を設置して対応している。（参考資料1）

これらを踏まえ、今般、除染のフォローアップの考え方について、改めて整理を行った。なお、以下①～③については、汚染の状況、地域の状況、利用状況等に応じて必要なものを選択して実施する。

①効果の維持確認・フォローアップ除染

i) 詳細の事後モニタリング

計画に基づく除染終了後、除染効果の維持を確認することを目的に、おおむね半年から1年後に事後モニタリングを実施する。

ii) フォローアップ除染

引き続き、除染が終了した自治体における事後モニタリングの結果等を踏まえ、以下の考え方をさらに整理する。

現在の知見によれば、除染の効果は面的には維持されていると考えられるため、面的な除染は基本的には再度実施しない。ただし、除染効果が維持されていない箇所が確認された場合には、個々の現場の状況に応じて原因を可能な限り把握し、合理性や実施可能性を判断した上で、フォローアップの除染を実施することとする。

②継続モニタリング

除染を実施した区域について、除染特別地域又は汚染状況重点調査地域の解除まで、継続のモニタリングを実施する。なお、モニタリングの頻度や測定点等については、線量に応じて設計する。

③住民へのきめ細かな対応

住民からの心配の声等に対応するため、モニタリングやリスクコミュニケーションを丁寧に進めるとともに、現場での対応（局所的な汚染の天地返し等の措置）も含めた、きめ細かな対応を進める。特に、国が除染を実施している除染特別地域においては、自治体と連携し、除染後の対応に関する相談窓口を新たに設置する。

なお、個人線量の把握・管理や健康相談等、除染以外の対策については、関係省庁、自治体等と連携する。フォローアップの除染の実施の合理性の判断や対象範囲の設定、リスコミ等住民へのきめ細かな対応に当たっては、個人線量の把握・管理等の検討、実施状況を踏まえつつ、個人の追加被ばく線量にかかる長期的目標に照らし、これらを活用する。